

新事業
新製品・新技術・新サービス開発

補助金

最大

300
万円

南魚沼市

ビジネスチャレンジ補助金



南魚沼市で、地域産業に携わる個人又は法人を対象に、
新たな事業構想の確立、
新製品・新技術・新サービスの開発に
資する取組に要する経費を補助します。

CHALLENGE

募集期間

令和7年12月1日(月) ▶ 令和8年1月23日(金) まで

審査会 (プレゼンテーション形式)

令和8年2月17日(火)

※本事業は、令和8年度当初予算成立後に、事業を円滑に開始できるよう予算成立前に補助事業の募集を行うものです。
令和8年度の当初予算の成立が前提であり、かつ、今後、内容等に変更があり得ることをあらかじめご承知ください。

南魚沼市 ビジネスチャレンジ補助金



1 事業目的

南魚沼市内で新たなビジネスにチャレンジする人材の育成を促進するとともに、南魚沼市の産業の活性化を図るため、南魚沼市で新規事業等に取り組む個人又は法人に対し、新規事業等の実施のために必要な経費を補助します。

3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件に該当する新規事業等とする。

- 課題と解決手法が明確であること。
- 南魚沼市を拠点とした事業展開が見込めること。
- 地域産業への波及効果が期待できること。
- 過去にこの告示による補助金の交付を受けた事業でないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。
- 内容が明確かつ具体的であること。
- 国、県、その他の団体から同様の補助を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

応募の詳細・申請書類の様式は、南魚沼市のホームページからダウンロードしてください。

HP <https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/docs/1113.html>

詳細については右記QRコードから
（ビジネスチャレンジ補助金）



過去の採択事例は右記QRコードから
<https://m-plan.work/>（MUSUBI-BA HP）



2 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 補助金の実績報告の時点において、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア．南魚沼市内で事業を営んでいる個人
 - イ．商業登記簿の本店所在地が南魚沼市内の法人
- 南魚沼市暴力団排除条例（平成24年南魚沼市条例第2号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらのものと密接な関係を有していないこと。
- 清算手続、破産手続、更生手続、承認援助手続又は特別清算に関する手続が開始されていないこと。
- 南魚沼市の商工業に関する施策に協力できること。

4 補助対象経費、補助率 補助限度額、実施期間

■ 補助対象経費

役職員旅費交通費、宿泊費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、賃借料、消耗品費、出展料、出展装飾費、専門家謝金、専門家招聘旅費交通費、外注加工費、試験・分析費、会議費、人件費、施設整備費、機械装置費、その他新規事業等の実施のために特に必要と認められる費用

■ 補助率

- (1) 補助金の交付申請をした年度末時点において起業後5年以内の事業者：10分の9
- (2) 補助金の交付申請をした年度末時点において起業後6年以上の事業者：3分の2

補助限度額：300万円以内

■ 補助対象期間：交付決定後

申請日から令和9年1月29日（金）まで

補助対象期間については、事業構想の確立に向けて伴走支援を実施します。

お問い合わせ



南魚沼市産業振興部商工観光課商工振興班

TEL:025-773-6665

MAIL:syokou-s@city.minamiuonuma.lg.jp